

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構交通DX・GX融資業務基準

令和5年6月26日

機構規程第11号

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「地域交通法」という。)第29条の2第2項の規定に基づき、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)が認定軌道運送高度化事業等(交通DX(デジタルトランスフォーメーション)又は交通GX(グリーントランスフォーメーション)に関するものに限る。)の実施に必要な資金の貸付け(以下「交通DX・GX融資」という。)を行うに当たって従うべき基準は、次のとおりとする。

(目的)

第1条 この業務基準は、機構が、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成14年法律第180号)第13条第1項第9号の規定に基づき、地域交通法第29条の2第1項第1号に掲げる業務を行うに当たって従うべき基準を定め、もってその業務の適正な運営を図ることを目的とする。

(交通DX・GX融資)

第2条 機構は、軌道運送高度化事業等(交通DX又は交通GXに関するものに限る。)を推進するため、地域交通法第29条の2第1項第1号の規定に基づき、交通DX・GX融資を行う。

(対象事業)

第3条 交通DX・GX融資の対象となる事業は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- 一 認定軌道運送高度化実施計画等に基づく交通DX又は交通GXに資する設備投資を行う事業であり、当該事業の円滑な推進のため、低利、固定又は長期の資金の貸付けの必要性が高いものと認められること。
- 二 事業計画等に基づき、償還確実性が認められること。
- 三 交通DX・GX融資の額に応じて、担保の提供、保証人の保証等により、所要の債権保全が図られること。
- 四 機構による貸付けが民間金融機関の行う金融を補完するものであること

(対象事業者)

第4条 交通DX・GX融資の対象者は、前条第1号に規定する認定軌道運送高度化実施計画等に事業主体として記載された事業者に限ることとし、信用格付機関が付与する信用格付けを有し、投資適格水準を満たしているものと認められること。た

だし、国土交通大臣が軌道運送高度化実施計画等を認定するに当たり、償還確実性に問題がないと判断し、機構がそれを認めた場合は、この限りではない。

(貸付条件等)

第5条 機構は、貸付額その他の貸付条件について、償還確実性が担保できる内容とする。

- 2 交通 DX・GX 融資の額の総額は、当該事業年度の財政投融资計画の範囲内とする。
- 3 交通 DX・GX 融資の額は、総事業費の 50%を超えないものとする。

(審査・決定)

第6条 機構は、交通 DX・GX 融資の申込みがあった場合は、第3条及び第4条に掲げる要件の全てを満たすものであることについて審査の上、貸付条件を設定し、第9条第1項に規定する第三者委員会の意見を踏まえ、交通 DX・GX 融資を行うか否かを決定するものとする。

- 2 機構は、前項の規定により交通 DX・GX 融資を行うか否かを決定した場合には、国土交通省にその旨を報告するものとする。

(償還確実性の評価等)

第7条 機構は、交通 DX・GX 融資を実行した後、毎年度、交通 DX・GX 融資を受けた事業者(以下「融資対象事業者」という。)に対して必要な書類の提示を求め、貸付期間中における融資対象事業の進捗状況、融資対象事業者(保証人を含む。)の財務の健全性等を確認し、融資対象事業が適切に遂行されるよう努めるとともに、償還確実性の評価を行うものとする。

- 2 機構は、交通 DX・GX 融資を実行した後、毎年度、融資対象事業者に対して支払証票等の提示を求め、貸付金が適切に融資対象事業の支払いに充てられていることの確認を行うものとする。
- 3 機構は、第1項に定めるほか、融資対象事業の実施及び融資対象事業者(保証人を含む。)の財務状況等に重大な影響を及ぼす事象の発生を認めた場合又はその発生のおそれがあると認めた場合には、融資対象事業者に対して当該事象の内容について、必要書類の速やかな提示を求め、融資対象事業の進捗状況、融資対象事業者(保証人を含む。)の財務の健全性等を確認し、融資対象事業が適切に遂行されるよう努めるとともに、償還確実性の評価を行うものとする。
- 4 機構は、第1項及び前項の結果、債権の回収に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めた場合には、第9条第1項に規定する第三者委員会の意見を踏まえ、事業計画等の見直しを融資対象事業者に求めるとともに、債権保全その他の措置の必要性等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(関係機関等との連携)

第8条 機構は、交通DX・GX融資の決定、交通DX・GX融資実行後における償還
確実性の評価等、債権の回収及び償還の各段階において、国土交通省その他の公的
機関及び関係する民間金融機関等との連携を図るものとする。

(第三者委員会の意見聴取)

第9条 機構は、交通DX・GX融資の適正な運営を確保するため、外部有識者から
構成される第三者委員会を設置する。

- 2 機構は、第6条第1項の決定に当たっては、申込みのあった事業の事業計画等
について第三者委員会の意見を聴取するものとする。
- 3 機構は、交通DX・GX融資を実行した後、債権の回収に重大な影響を及ぼすおそ
れがあると認めた場合には、事業計画等の見直し、債権保全その他の措置の必要性
等について、第三者委員会の意見を聴取するものとする。
- 4 第三者委員会の構成及び運営に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この業務基準は、令和5年7月1日より施行する。
- 2 この業務基準における用語のうち、地域交通法において定義が定められているも
のについては、その例による。